

別表 1

区分	基準額	単位	補助率	対象経費
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業				
(地域密着型施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院	15,400千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	10/10	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
(地域密着型施設等) ・小規模養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業（1）地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であつて、市長が必要と認めた施設	7,730千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		10/10	
高齢者施設等の給水設備整備事業				
(地域密着型施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1介護施設等の整備に関する事業の2対象事業（1）地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であつて、市長が必要と認めた施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	3/4	
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業				
(地域密着型施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス	施設延べ床面積※（都道府県が必要と認めた面積）×4千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額 ※単位：㎡	施設数	10/10	

※小規模とは定員29名以下のことをいう。

別表 2-1

種 目	施 設 種 別 等	基 準 額	対 象 経 費 等
地域密着型サービス施設等の整備	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530,000	整備床数
	小規模な介護老人保健施設	69,200,000	施設数
	小規模な介護医療院	69,200,000	施設数
	小規模な養護老人ホーム	2,960,000	整備床数
	小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,530,000	整備床数
	都市型軽費老人ホーム	2,210,000	整備床数
	認知症高齢者グループホーム	41,500,000	施設数
	小規模多機能型居宅介護事業所	41,500,000	施設数
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330,000	施設数
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500,000	施設数
	認知症対応型デイサービスセンター	14,800,000	施設数
	介護予防拠点	11,000,000	施設数
	地域包括支援センター	1,480,000	施設数
	生活支援ハウス	44,100,000	施設数
	緊急ショートステイ	1,480,000	整備床数
施設内保育施設	14,800,000	施設数	
小規模な介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	5,530,000	整備床数	
介護施設等の合築等	上記地域密着型サービス施設等の整備の対象施設を合築・併設する施設	上記基準額×1.05	整備床数又は施設数
空き家を活用した整備	認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型デイサービスセンター	11,000,000	施設数
地域密着型サービス等の整備		下記基準額×1.05	整備床数又は施設数
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530,000	整備床数
	介護老人保健施設	69,200,000	施設数
	介護医療院	69,200,000	施設数
	養護老人ホーム	2,960,000	整備床数
	ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,530,000	整備床数
	有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,530,000	整備床数
		下記基準額×1.05	整備床数又は施設数
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530,000	整備床数
	小規模な介護老人保健施設	69,200,000	施設数
	小規模な介護医療院	69,200,000	施設数
	小規模な養護老人ホーム	2,960,000	整備床数
	小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,530,000	整備床数
	都市型軽費老人ホーム	2,210,000	整備床数
	認知症高齢者グループホーム	41,500,000	施設数
小規模多機能型居宅介護事業所	41,500,000	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,330,000	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	41,500,000	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	14,800,000	施設数	
介護予防拠点	11,000,000	施設数	
地域包括支援センター	1,480,000	施設数	
生活支援ハウス	44,100,000	施設数	
緊急ショートステイ	1,480,000	整備床数	
施設内保育施設	14,800,000	施設数	
小規模な有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,530,000	整備床数	
介護施設等の合築等	上記地域密着型サービス施設等を合築・併設する施設	上記基準額×1.05	整備床数又は施設数
介護施設等の集約・再編支援(広域型)	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,530,000	整備床数
	介護老人保健施設	69,200,000	施設数
	介護医療院	69,200,000	施設数
	養護老人ホーム	2,960,000	整備床数
	ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,530,000	整備床数
	有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,530,000	整備床数
空き家を活用した整備	認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型デイサービスセンター	11,000,000	施設数

工事費  
地域密着型サービス施設等の整備に必要な工事費または工事請負費(工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含み、別紙1に定める補助事業の対象外となる費用を除く。)

工事務務費  
工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。

(注)  
有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める基準に適合し、かつ、当指針に従い、設置手続を進めている施設に限る。

種 目	施 設 種 別 等	基 準 額	対 象 経 費 等		
介護施設等の施設開設準備経費	定員29人以下の地域密着型施設の整備等				
	地域密着型特別養護老人ホーム(併設の老人短期入所施設を含む)	1,036,000	定員数		
	小規模な介護老人保健施設	1,036,000	定員数		
	小規模な介護医療院	1,036,000	定員数		
	小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	1,036,000	定員数		
	認知症高齢者グループホーム	1,036,000	定員数		
	小規模多機能型居宅介護事業所	1,036,000	定員数 (宿泊定員数)		
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,036,000	定員数 (宿泊定員数)		
	小規模な介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	1,036,000	定員数		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	17,400,000	施設数		
	都市型軽費老人ホーム	520,000	定員数		
	小規模な養護老人ホーム	520,000	定員数		
	施設内保育施設	5,200,000	施設数		
	地域密着型特別養護老人ホーム(併設の老人短期入所施設を含む)	520,000	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数	対象となる事業者は、新たに老人福祉法の認可又は介護保険法の指定(許可)を受ける施設(既存施設内に施設内保育施設を整備する場合を除く。)を運営する法人(増築・増改築については、定員増分のみ対象)  施設等の開設前に必要な次の経費 ・開設前6ヶ月間の看護、介護職員を訓練等のために雇用する経費 ・開設のための普及啓発(地域住民への説明会等の開催、利用希望者等への施設概要の説明)に要する経費 ・職員の募集に要する経費 ・開設に当たっての周知、広報に要する経費 ・開設準備事務(会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成)に要する経費 ・その他開設の準備に必要な経費  (注) 有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める基準に適合し、かつ、当指針に従い、設置手続を進めている施設に限る。	
	小規模な介護老人保健施設				
	小規模な介護医療院				
	小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
	認知症高齢者グループホーム				
	小規模多機能型居宅介護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所					
小規模な介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,640,000				施設数
都市型軽費老人ホーム	260,000				定員数
小規模な養護老人ホーム	2,600,000	施設数			
施設内保育施設					
地域密着型施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費			対象経費・機器については介護業務における介護テクノロジー導入支援事業に準じる。  (注) 有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める基準に適合し、かつ、当指針に従い、設置手続を進めている施設に限る。		

種 目	施 設 種 別 等	基 準 額	対 象 経 費 等		
既存施設の改修	既存施設の「個室→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院	1,480,000 1,480,000 1,480,000	整備床数 整備床数 整備床数	
	既存施設の「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム	2,960,000	整備床数	
		介護老人保健施設	2,960,000	整備床数	
		介護医療院	2,960,000	整備床数	
	多床室のプライバシー保護のための改修	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	906,000	整備床数	
	介護施設等の看取り環境の整備	特別養護老人ホーム	4,330,000	施設数	工事費 既存施設のユニット化改修、特別養護老人ホームの多床室のプライバシー保護のための改修に必要な工事費または工事請負費(工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含み、別紙1に定める補助事業の対象外となる費用を除く。)
		介護老人保健施設			
		介護医療院			
		養護老人ホーム			
		軽費老人ホーム			
		認知症高齢者グループホーム			
		小規模多機能型居宅介護事業所			
		看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)				
	共生型サービス事業所の整備	通所介護事業所(地密型事業所も含む)	1,290,000	事業所数	工事事務費 工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。
短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所も含む)					
小規模多機能型居宅介護事業所					
看護小規模多機能型居宅介護事業所					
				看取り環境の整備のため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベット等の整備事業に要する経費  (注) 有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める基準に適合し、かつ、当指針に従い、設置手続を進めている施設に限る。	
				障害者や障害児を受入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費	

